



本巢市告示第124号

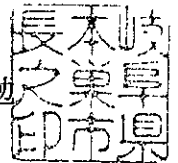
## 公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年11月9日

本巢市長 藤原 勉



### 記

#### 1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	地区名	林班	面積	筆数	森林所有者 件数	備考
1	根尾高尾地区	10	2.74ha	21筆	9件	整理番号 集R4第1号～ 11号
2	根尾奥谷地区	371	9.33ha	12筆	8件	整理番号 集R4第14号～ 21号

#### 2 縦覧場所 本巢市役所林政部林政課

#### 3 経営管理権集積計画の定めるところにより、本巢市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。